

財 営 第 5 1 号
住 公 第 7 1 号
森 保 第 9 2 9 号
建 業 第 6 6 号
平成 28 年 5 月 24 日

各部局長 様

経 営 管 理 部 長
く ら し ・ 環 境 部 長
経 済 産 業 部 長
交 通 基 盤 部 長

県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の
兼任試行について（通知）

県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託（静岡県建設工事請負契約約款を適用するものを除く。以下同じ。）の業務代理人の兼任の試行については、「県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任試行について（通知）」（平成 27 年 3 月 27 日付け財営第 500 号、住公第 420 号、建業第 304 号）にて通知したところであるが、このたび「建設業法施行令の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 192 号）の施行に伴い、工事現場ごとに専任で技術者を配置することが必要となる建設工事の請負代金の額が引上げられたため、県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任試行について通知する。

なお、「県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任試行について（通知）」（平成 27 年 3 月 27 日付け財営第 500 号、住公第 420 号、建業第 304 号）は廃止する。

また、県発注工事に係る現場代理人の兼任等についても同様に、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて（通知）」（平成 28 年 5 月 24 日付け財営第 50 号、住公第 70 号、森保第 928 号、建業第 65 号）（以下「現場代理人常駐義務緩和通知」という。）にて通知したことを申し添える。

記

1 現場代理人と業務代理人の兼任の試行要件

現場代理人と業務代理人の兼任は、次の要件のいずれも満たす場合に試行することができる。

- (1) 工事と小規模修繕等業務委託の双方が、同一発注機関の案件であること。
- (2) 工事1件の請負代金の額（税込）が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）未満の場合、かつ、小規模修繕等業務委託1件の予定価格が2,000万円未満であること。
- (3) 工事現場が、兼任しようとする小規模修繕等業務委託の業務地域内であること。
- (4) 兼任しようとする小規模修繕等業務委託の実施に当たり、支障等がないと発注者が判断した場合であること。

2 現場代理人と業務代理人の兼任を認める場合の判断基準

現場代理人と業務代理人の兼任を認める場合の判断基準は、次の要件のいずれも満たす場合とする。

- (1) 工事が、現場代理人常駐義務緩和通知「1 常駐義務を緩和する場合の判断基準」を満たしていること。
- (2) 現場代理人が、他の工事の現場代理人又は主任技術者と兼任していないこと。
- (3) 兼任しようとする小規模修繕等業務委託の件数が1件であること。
- (4) 工事現場と、兼任しようとする小規模修繕等業務委託の業務箇所間の距離及び移動時間が次の範囲内であること。
 - ・ 工事現場と、兼任しようとする小規模修繕の業務箇所のうち工事現場から最も遠い地点間の直線距離が20km以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情における移動時間が概ね20分以内であること
- (5) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

3 兼任申請

受注者が、現場代理人と業務代理人を兼任しようとする場合は、「現場代理人・業務代理人兼任申請書」（様式1）により申請させること。この場合、申請は工事の監督員に提出するものとする。

発注者は申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人・業務代理人兼任承認通知書」（様式2-1）又は「現場代理人・業務代理人兼任否認通知書」（様式2-2）により兼任の可否等を通知すること。

4 小規模修繕等業務委託間の業務代理人の兼任

小規模修繕等業務委託の業務代理人は、約款等に特段の定めがない限り、他の小規模修繕等業務委託の業務代理人との兼任が可能であることに留意すること。（従前の取扱いから変更無し）

5 入札公告、指名通知書等への記載

1の試行要件のうち、小規模修繕等業務委託に係る要件を満たし、発注者

が本通知により試行を行う場合は、小規模修繕等業務委託の入札公告・指名通知書等に、本通知に基づく兼任試行対象業務である旨を明記するものとする。

担当 建設支援局建設業課指導契約班
電話 054-221-3059

様式 1

現場代理人・業務代理人兼任申請書

年 月 日

発注機関の長

(受注者) 住所
氏名

印

貴事務所発注の下記建設工事及び小規模修繕等業務委託について、現場代理人と業務代理人の兼任を申請します。

記

受注者名			
現場(業務)代理人氏名		連絡先	
兼任を申請する工事	工事名		
	工事箇所		
	工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
	監督員		
請負金額(税込) ¥			
工事の現場代理人と業務代理人を兼任しようとする小規模修繕等業務委託	発注機関名	上記工事と同一	
	業務名		
	業務箇所 (兼任を申請する工事箇所から最も遠い地点)		
	業務期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
	兼任を申請する工事現場と兼任しようとする業務箇所のうち最も遠い地点間の所要時間及び直線距離	約	分
業務委託料(税込) ¥			

* 契約書の写し及び小規模修繕等業務委託の入札公告(指名通知)を添付すること。

現場代理人・業務代理人兼任承認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

当所発注の下記建設工事及び小規模修繕等業務委託について、現場代理人と業務代理人を兼任することを承認します。

記

1 兼任を承認する工事及び小規模修繕等業務委託

受注者名	
現場（業務）代理人 氏名	
兼任を承認する工事	
兼任を承認する小規模 修繕等業務委託	

2 条件

- (1) 現場（業務）代理人は、発注者及び工事現場の連絡員等と、連絡を確実に
行うことができる体制をとらなければならない。
- (2) 現場代理人は、兼任する工事現場又は業務箇所のいずれかに常駐するもの
とする。
- (3) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応
を行うこと。

様式 2-2

現場代理人・業務代理人兼任否認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

年 月 日付で申請があった現場代理人等の兼任は、下記の理由により否認します。

記

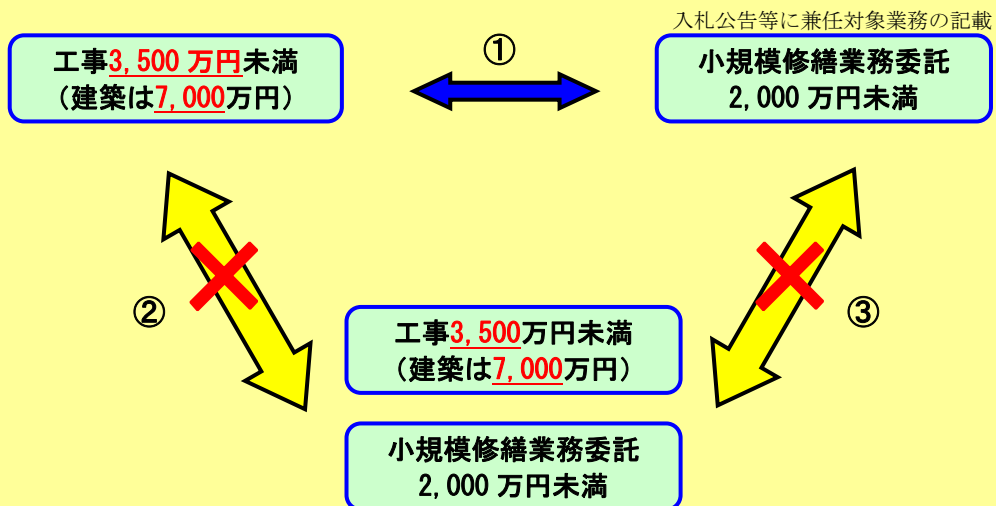
受注者名	
現場（業務）代理人 氏名	
兼任を否認する工事	
兼任を否認する小規模修繕等 業務委託	
理由	

<参考>

現場（業務）代理人の兼任が可能なケース

次の場合、現場（業務）代理人の兼任が可能

兼任しようとする工事は2,500万円（建築一式は5,000万円）未満
小規模修繕業務委託は2,000万円未満



※①で兼任がある場合、加えて②、③の兼任はできない。

<下記要件をすべて満たすこと>

- 1 同一の発注機関（事務所）の案件であること。
- 2 兼任可能な件数はそれぞれ1件
- 3 他の工事の現場代理人（主任技術者）と兼任していないこと。
- 4 工事現場と業務箇所のうち最も遠い地点の直線距離が20km以内、かつ、移動時間が概ね20分以内
- 5 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能
- 6 当該小規模修繕業務の入札公告、指名通知に兼任可能と明示されていること。